4　連合会は、第二項第一号の規定により、年金証書の提出があつたときは、遅滞なくその記載事項を訂正して、その受給権者に交付しなければならない。

5　法第八十条第一項の規定による退職年金の支給の繰下げの申出を行つていないもの（第百十九条の九第二項において「退職年金の繰下げ待機者」という。）が退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において第一項又は第二項に定める場合に該当するときは、第一項又は第二項に定める受給権者異動届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、住居表示が変更されたこと又は転居したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

6　第一項又は第二項第一号の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、第一項又は第二項第一号の規定による届出書の提出は要しないものとする。

（退職年金受給権者等の再就職届）

第百十九条の八　退職年金又は公務障害年金を受ける権利を有する者が再び長期組合員となつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職届出書を連合会に提出しなければならない。

一　組合員の氏名、生年月日及び住所
二　年金の種類
三　年金証書の記号番号
四　再就職後の組合名
五　その他必要な事項

（退職等年金給付の受給権の消滅の届出）

第百十九条の九　退職等年金給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（公務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより公務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一　受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所
二　年金の種類
三　年金証書の記号番号
四　受給権の消滅の事由
五　その他必要な事項

2　退職年金の繰下げ待機者が当該退職年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める年金受給権消滅届出書を連合会に提出しなければならない。ただし、当該退職年金の繰下げ待機者が死亡したことにつき、連合会が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

3　前二項の規定による届出を行う者が、厚生年金保険給付（連合会が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行つた場合は、前二項の届出書の提出は要しないものとする。

（退職等年金分掛金の払込みの実績の通知）

第百十九条の十　連合会は、組合員に対し、当該組合員の退職等年金分掛金（法第百条第二項に規定する退職等年金分掛金をいう。次項において同じ。）の払込みの実績に関する次に掲げる情報を通知するものとする。

一　退職等年金給付の算定の基礎となる組合員期間の月数
二　最近一年間の組合員期間の各月における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額
三　最近一年間の組合員期間において適用される付与率及び基準利率並びに当該組合員期間の各月における付与額及び基準利率に基づく利息の額（次号において単に「利息の額」という。）
四　付与額及び利息の額の累計額
五　その他必要な事項

2　連合会は、組合員が退職したとき、又は組合員であつた者（退職等年金給付の受給権者を除く。）が三十五歳、四十五歳、五十九歳及び六十三歳に達したときは、その者に対し、その者の退職等年金分掛金の払込みの実績に関する前項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる情報を通知するものとする。

（年金原簿等の作成）

第百十九条の十一　連合会は、退職等年金給付の受給権者ごとに、年金原簿及び年金支給簿を備え、年金の決定、改定及び支給に必要な事項を記載して整理しなければならない。

第百二十八条の二第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「令第十二条第三項に規定する掛金率」を「厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する保険料率（平成二十四年一元化法附則第八十三条に規定する保険料率を含む。）」に、「負担金との割合」を「掛金及び負担金との割合（退職等年金給付に係るものに限る。）」に改める。

第百二十八条の四中「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百二十八条の五中「別表第三」を「別表第二」に、「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百二十九条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百三十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「第百十六条」を「第百二十条の九」に改める。

第百三十条の見出し中「得喪」の下に「の年月日、住所、所属機関の名称」を、「喪失」の下に「の年月日、住所」を加える。

第百三十条の六の見出し中「手続」を「請求手続」に改め、同条第一項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同項第五号及び第六号中「還付」を「還付を請求しようとする」に改める。

第百三十条の七から第百三十条の十一までを削る。

附則第七項及び第八項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に、「第八十六条第二項」を「第八十五条の八第二項」に改める。

附則第九項中「第九条の三第一項第八号」を「第九条の三第二項第三号及び附則第五条第三号」に、「附則第百二十三条」を「同法附則第百二十三条」に、「第八十六条第二項」を「第八十五条の八第二項」に改める。

附則第十六項第三号中「。以下「年金法」という。」を削る。

附則第十九項中「附則第二十条の七第一項」を「附則第二十条の六第一項」に改め、「（法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等をいう。）」を削る。

附則第二十二項を削る。

附則第二十三項中「経過措置政令」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）」に改め、同項を附則第二十二項とする。

附則第二十四項から第三十一項までを削る。

附則第三十二項を附則第二十三項とする。

附則第三十三項中「附則第二十条の二の二」を「附則第二十条」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第三十四項から第三十七項までを削る。